

根室振興局河川減災対策協議会設置趣旨（案）

平成27年9月関東・東北豪雨では、流下能力を上回る洪水により鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生しました。また、これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では例を見ないほどの多数の孤立者が発生する事態となりました。今後、気候変動の影響により、このような施設の能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが懸念されています。

国土交通省では、平成27年12月10日に社会资本整備審議会会長から国土交通大臣に対して『大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～』が答申されたことを踏まえ、施設では守り切れない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会 再構築ビジョン」を取りまとめました。

これを受け、北海道開発局では、北海道内の直轄河川について、平成28年6月までにそれぞれの地域において、沿川自治体等との協働で減災協議会を設立し、減災に向けたハード・ソフト対策を一体的、総合的、計画的に進めるための目標や取組方針を策定したところです。

そのような中、北海道では、平成28年8月以降に相次いで発生した台風による豪雨災害で、管理する中小河川においても甚大な被害が発生していることから、北海道管理河川についても国と同様に水防災意識社会の再構築に向けた取組を進めることいたしました。

根室振興局では、管内の北海道管理河川において、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、総合的、計画的に推進し、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的として、河川管理者、国、北海道及び管内5市町等からなる「根室振興局河川減災対策協議会」を設置し、減災に向けた取組を進めてまいります。